○外務省告示第百三十四号

平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年十一月六日外務省告示第三百五十九号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
モンテネグロ	平成二十三年十一月二十九日	平成二十四年十一月二十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十四年五月四日	平成二十五年五月四日
コートジボワール共和国	平成二十五年七月八日	平成二十六年七月八日
スロバキア共和国	平成二十五年七月八日	平成二十六年七月八日
ニカラグア共和国	平成二十六年四月四日	平成二十七年四月四日

平成二十八年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三十五号

伊勢志摩サミット関連行事の新潟市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄

朱鷺メッセ

期間	平成二十八年四月二十三日から平成二十八年四月二十四日まで
対象外国公館等の所在地	新潟県新潟市中央区
	万代島六番一号
対象外国公館等の敷地	新潟県新潟市中央区
	万代島五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	新潟県新潟市中央区
	万代島、万代三丁目七番、竜が島一丁目三番から五番、沼垂西三丁目七番、八番及び十一番、三和町四番から六番、下大川前通七ノ町、柳島町一丁目、柳島町二丁目並びに船場町二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間（柳都大橋から上流の公有水面は除く。）は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省・農林水産省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

一中「年二厘」を「年一厘」に、「年三厘五毛」を「年二厘五毛」に、「年一分三厘五毛」を「年一分二厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
二十五年以下	年一厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
三十五年以下	年一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・五〇パーセント」を「年一・四〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・五〇パーセント」を「年一・四〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

「年二厘」を「年一厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

「年二厘」を「年一厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。